

## 老人保健施設いのこし（介護予防）短期入所サービス内容説明書

当事業所が、提供するサービスと自己負担額は以下のとおりです。（法定代理受領を前提としています。）

### 1. 介護保険給付及び介護予防給付によるサービス

- ①. 送迎 （身体状況等の理由によりご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。）
- ②. 医療・看護（あなたの病状にあわせた医療・看護を提供します。また、医師による定期診察、必要がある場合には適宜診察しますので、看護婦等にお申し付け下さい。ただし、当事業所では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。）
- ③. 機能訓練（理学・作業療法士による機能・作業訓練をあなたの状況にあわせて行います。）
- ④. 排泄（自立排泄か、時間排泄かによりおむつ使用を致します。）
- ⑤. 入浴・清拭
- ⑥. 離床（寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。）
- ⑦. 更衣（毎朝夕の着替えのお手伝いをします。）
- ⑧. 整容（身の回りのお手伝いをします。）
- ⑨. シーツ交換
- ⑩. 介護相談（入所者とその家族からのご相談に応じます。） 等

### 2. 介護保険給付外及び介護予防給付外サービス

- ①. レクリエーション行事 ②. クラブ活動 ③. 個室利用 ④. 居住費 ⑤. 食事 等

### 3. 利用料金

(1) 介護保険給付及び介護予防給付によるサービスは介護報酬の告示上の額の定められた自己負担の額です。  
※当施設での各種加算は下記5のとおりです。

(2) 介護保険給付外及び介護予防給付外サービスは下記のとおりです。

- ①. 食費（朝）400円／食（昼）600円／食（夕）600円／食
- ②. 教養娯楽費 160円／日 ③. 日用品費 210円／日 ④. 電気毛布 33円／日
- ⑤. 電気あんか 33円／日 ⑥. 電気ポット 22円／日 ⑦. テレビ・ラジオ 33円／日
- ⑧. 個室（A）（差額ベッド代）1,575円／日

（201号室 202号室 203号室 205号室 206号室 207号室 301号室 302号室 303号室 305号室）

- ⑨. 個室（B）（差額ベッド代）1,365円／日

（315号室 316号室）

- ⑩. 調髪 2,625円／回 ⑪. 顔剃 525円／回 ⑫. 私物洗濯料金 630円／回
- ⑬. 居住費（多床部屋利用の場合）600円／日（個室利用の場合）1,700円／日

※1 食費・居住費に関しては国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）に該当する利用者の負担額とする。

※2 介護保険給付の基本サービス費をご負担いただく場合には、上記①②③⑧⑨⑬もご負担いただきます。

※3 ②教養娯楽費はクラブ活動や行事における材料費等としてご負担いただくものです。

※4 ③日用品費は身の回り品として入浴時の専用シャンプーやウェットティッシュ等日常生活に必要なものとしてご負担いただくものです。

(3) おやつは、希望によって委託業者から直接実費購入することができます。（86円／回）

### 4. その他

その他、日常生活に必要な物品につきましては、ご入所の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

## 5. 各種加算

当施設の介護報酬に係る加算項目は下記のとおりです。

	加算項目	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金	備 考
体制 加 算	夜勤職員配置加算	26円／日	52円／日	77円／日	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	20円／日	39円／日	58円／日	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	13円／日	26円／日	39円／日	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	7円／日	13円／日	20円／日	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	—	—	—	介護報酬全体の3.9%の 1割～3割負担
実 施 加 算	個別リハビリテーション実施加算	257円／日	513円／日	769円／日	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	214円／日	428円／日	641円／日	利用開始後7日間
	緊急短期入所受入加算	97円／日	193円／日	289円／日	利用開始後7日間
	若年性認知症利用者受入加算	129円／日	257円／日	385円／日	
	送迎加算	197円／回	393円／回	590円／回	片道につき
	重度療養管理加算	129円／日	257円／日	385円／日	
	療養食加算	9円／回	17円／回	26円／回	1日3回まで
	緊急時治療管理	546円／日	1,092円／日	1,638円／日	
	特定治療費	医科点数表による	医科点数表による	医科点数表による	医科診療報酬点数表に定めた処置、 手術、麻酔、放射線治療を行った場合

※ サービス提供体制強化加算については、現在（Ⅱ）に該当していますが、今後（Ⅰ）イ・ロに該当となった場合、上記料金へ変更となります。